

交通安全情報

～あおり運転行為～



平成30年2月16日
 帯広警察署
 交通第一課
 企画係

あおり運転禁止!

昨年、神奈川県の高速度路において、「あおり運転」等の悪質・危険な行為を原因とする悲惨な交通死亡事故が発生し、北海道内でも車両同士の交通トラブルによる通報や相談が多数寄せられております。

- ・前方の車に激しく接近し、もっと速く走ろうと挑発する。
 - ・危険防止を理由としない、不必要な急ブレーキをかける。
 - ・後方の車が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなるような進路変更を行う。
- 等の運転は、違反として取締りの対象になります。



交通事故やトラブルなどを防ぐためにも、「あおり運転」等の悪質・危険な運転行為は絶対にやめましょう!

「あおり行為」を受けた場合

- 相手車両の運転者からの挑発には乗らない!
- 相手運転者が降車した際は、窓を開けずドアロック!
- 危険な運転者に追われるなどした場合は、交通事故に遭わない安全な場所に避難し、110番通報を!

ドライバーは、自分本位ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転を!

事故が起きてからでは遅いですよ

- 自分が交通事故の加害者や被害者とならないよう
- 家族や友人に悲しい思いをさせないよう

日頃から安全運転に心掛けて運転しましょう!!

